

No.1926

8月11日例会 プログラム 「納涼家族例会」 於：権太茶屋

8月17日例会 プログラム 「岡山県の成り立ち」 林 実君

前回（8月3日）例会記録

出席報告	会員総数	36名(内出席規定適用免除者2名)	出席者数	25名	欠席者数	9名	出席率	73.53%	前回補正率	82.35%
	前回補正者	藤田君 白石君								
	欠席者	藤原君 花岡君 林君 井上君 三宅(孝)君 仲田君 中山君 高橋(征)君 山田(次)君								

来訪者 小西 忠孝様 (RI 第2690地区 第10グループ ガバナー補佐)

会長挨拶

本日は、ちょうど台風通過の後、足元の悪い中の例会ご出席ありがとうございます。最初にお客様のご紹介を致します。本日のお客様は、2690地区・第10グループ ガバナー補佐、小西 忠孝様です。小西様にも悪天候の中を、玉野までおいで下さいまして会員一同心より歓迎申し上げます。例会後のクラブアッセンブリーにおいて、いろいろとご指導頂く予定です。ここで、小西忠孝ガバナー補佐をご紹介いたします。ご経歴・表彰・ロータリー歴は、クラブ活動・運営計画書の4ページをご覧ください。所属クラブは、「岡山中央ロータリークラブ」です。それでは、小西様一言、ご挨拶をお願い致します。

ビジター挨拶 小西 忠孝ガバナー補佐

本日は皆さんご苦勞様です。昨日の今頃は、台風5号の影響で「本当に来れるかな」と思っておりましたが、何事も無く、これといった問題も無く来る事が出来ました。本日は、宜しくお願い致します。



会長挨拶

本日は、久しぶりに楽しい、嬉しいニュースを見つけたのでお話し致します。国内の自然界で43年ぶりに誕生したコウノトリの幼鳥が、7月31日午後、ついに自然の巣立ちを致しました。自然の巣立ちとは46年ぶりだそうです。国の天然記念物であり、兵庫県の県鳥でもあるコウノトリの、日本最後の生息地となった、但馬・豊岡市において、昭和40年から地域住民の協力を得て、コウノトリの人工飼育や保護・増殖に努めてこられました。昨年9月に放鳥した2羽が、豊岡市に設置された人工の塔に、4月に巣作りし産卵、5月に孵化しました。孵化直後は体調10cm、約80gの体重が、親鳥から口移しにドジョウなどの餌を食べ、約一ヶ月で親鳥とほぼ同じ大きさの体長1m、体重3~4kgにまで育ち、6月下旬から巣立ちの準備を始めていました。餌がたっぷりあったのでしょうか。コウノトリが野生で生きていくためには、餌となるドジョウやカエル等が生息できる田んぼや河川、巣となる高い木が茂る山林といった自然環境が必要です。「コウノトリも生活できる」自然環境を作った住民活動に感動しました。我々もこのような活動が出来れば素晴らしいと思います。

会長報告

- ・ 本日例会後、小西ガバナー補佐のご出席を頂きまして、クラブアッセンブリー - を行いますので、各委員長宜しくお願いします。
- ・ 7月16日の新潟・中越沖地震の災害に対する義援金の依頼が、ガバナー事務所より届いております。一人当たり千円程度の募金をお願いします。
- ・ 玉野青年会議所・創立50周年記念式典、出席に対する礼状が届いています。
- ・ 8月は、会員増強・強化月間です。本年は、新会員を勧誘されると、ガバナー事務所からスポンサー・ピンが戴けますので、勧誘頑張ってください。

幹事報告

- ・ 森下ガバナー事務所より「ガイアナ(南米)への援助のお願い(水対策)」の依頼が届いておりますが、会長・幹事にて扱いを検討させていただきます。
- ・ 森下ガバナー事務所より「RIクラブ管理ソフトウェア」の利用程度調査が届いております。
- ・ 10月に行われます地区大会の登録ご案内を配らせて頂きます。前日の親睦チャリティゴルフコンペ2組を目標に、是非と

も多数のご参加をお願い致します。

- ・ 来週は11日(土)に納涼例会を行いますので、10日の例会は変更になります。
- ・ 他クラブの週報・例会変更通知は回覧させていただきます。

委員会報告

- ・ 親睦・家族委員会(槌田副委員長): <結婚記念日祝> 石川君 24日
来週の例会は11日に変更になっております。権太茶屋で18:00~です。
- ・ ロータリー財団(岸本委員長): ポリオプラスの募金箱を回しますのでホワイトコインをお願い致します。
- ・ 社会奉仕委員会(三宅保昭委員長): 二十数年続けて参っております、聾啞の会・手話の会支援バザー、沢山のご支援頂きまして心から感謝申し上げます。これからも未永くこの事業を続けていく事に意義があると思っておりますので、今後ともご協力をお願い致します。

スマイル・ボックス

- ・ 松尾会長 - 小西ガバナー補佐様、心より歓迎。本日は宜しく申し上げます。ハイロー会優勝。直に分かち合いました。
- ・ 谷口幹事 - 小西ガバナー補佐を心より歓迎致します。岸本君 - バッジ忘れです。
- ・ 渡邊君、槌田君、白石君、富永君、三宅(照)君、三宅(保)君、藤田君、高橋(秀)君、立石君、島田君 - 小西ガバナー補佐を心より歓迎致します。
- ・ 小野君 - 入会月。小西ガバナー補佐を歓迎して。小野田君 - 秋田国体の役員に選ばれました。困った!
- ・ 東川君 - 入会月。小西ガバナー補佐、ようこそおいで下さいました。
- ・ 石川君 - 結婚記念月。大久保君 - 欠席申し訳ありませんでした!! 松尾先生1年間頑張ってください。

プログラム

「本年度委員会活動方針」 国際奉仕委員会 白石 富喜太委員長

「会員増強及び拡大月間に因んで」 職業分類・会員増強委員会 近藤 勇進委員長

国際奉仕委員会(白石 富喜太委員長)

* 内容については、配布させて頂きました「クラブ活動・運営計画書」をご参照下さい。

職業分類・会員増強委員会(近藤 勇進委員長)

玉野 RC に於きましては、今年度より、職業分類委員会と会員増強委員会が合同と成り、委員長を拝命致しました。従いまして、早速卓話の順番を頂戴致しました次第です。インターネットで検索致しますと、1988年度より、会員増強及び拡大月間が新設され、毎年8月が、その会員増強及び拡大月間と、定められています。本日は、国際ロータリー第2690地区ガバナー補佐 小西 忠孝先生を、お迎えしての例会日での卓話担当、多少緊張致しております。後程の、クラブアッセンブリーに於いては、小西先生より、ご指導を賜る事と存じます。職業分類・会員増強委員会と致しましては、副委員長小野さん、委員三宅さん、山本さん全員で取り組んで行きたいと存じます。僭越ですが、私なりの努力目標を、先日の委員長就任挨拶にて、会員の皆様へ、ご協力をお願い申し上げました次第です。何卒宜しくお願い申し上げます。そして、先日私が頂戴致しました、今年度の(2007~2008)クラブ活動・運営計画書を皆様方も、御覧になられた事と存じます。年度初めに松尾会長より、会長方針並びにクラブ活動・運営に付いては、詳しくお話しされました通りです。2007~2008年度国際ロータリー・テーマ「ロータリーは分かちあいの心」。RI 会長のメッセージには、皆さん一人ひとりに、それぞれの役割を果たし、地元地域社会の事業や専門職務のリーダーの方々とロータリーを分かち合って下さるようお願いすることになるとの事と、クラブ会長等からなる、リーダーシップ・チームの全ロータリアンに、少なくとも1名の新入会員を、入会して戴くという、目標を設定され、ロータリーの発展に対する責務を分かち合い、すべてのクラブをより充実した持続力あふれる存在にしていきたいと思います。と伝えられています。第2690地区ガバナーズメッセージの最後に、今年度ロータリーを楽しく過ごし、楽しい例会をして戴きたいと思っております。一人でも多くの会員増強をお願い致しますと締めくくられています。いずれも、会員増強に関して努力するよう激励されています。ロータリアンの必須義務として、言うまでも無い事ですが、会費支払、例会出席、機関紙購読があげられます。果たしてそれだけでしょうか、また、ロータリアンの義務が存在するのならば、当然のことながら国際ロータリーの義務も、ロータリークラブの義務も、存在するはずで、私たちは国際ロータリーの定款・細則及び標準ロータリークラブ定款に拘束されており、これらを変更できるのは、規定審議会のみであることが定められています。すなわちこれらの、3つの規約の中に国際ロータリーやロータリークラブやロータリアンの義務が定められており、それ以外のRI 理事会の決定やクラブ細則は義務ではなく、単なる要請事項乃至は推奨事項に過ぎないということが言えます。そこで、国際ロータリーの定款・細則および標準ロータリークラブ定款の中から、国際ロータリー及びロータリークラブについて、ロータリアンが、遵守しなければならない義務を、抜粋したものを見つけましたので申し上げます。

国際ロータリーの義務

1. ロータリーの綱領を推進するような、プログラムや活動を追求している RI 加盟クラブや RI 地区を支援すること。
2. 全世界にわたって、ロータリーを奨励し、助長し、拡大し、そして管理すること。
3. RI の活動を調整し、全般的にこれを指導すること。
4. 規定審議会を RI の立法機関とすること。
5. RI の国際大会を開催すること。

ロータリークラブの義務

1. 国際ロータリーに加盟すること。
2. クラブの所在地を確定すること。

3. 毎週1回、定例の日時に例会を開催すること。
4. 役員を選挙するための年次総会を開催すること。
5. 会員数が50名未満のクラブは、同一職業分類に属する正会員の数は5名まで、会員数50名以上のクラブは同一職業分類に属する正会員がクラブ正会員の10%まで認めること。
6. クラブの管理主体は理事会とすること。
7. すべてのクラブはRI定款・細則ならびに標準ロータリークラブ定款を遵守すること。
8. 各クラブは半年ごとに、人頭分担金をRIに納付すること。

ロータリアン義務

1. ロータリーの綱領、RI定款・細則並びに標準ロータリークラブ定款を遵守すること。
2. 善良な成人であって、職業上良い評判を受けている者であること。
3. 一般に認められた有益な事業または専門職務の持ち主、共同経営者、法人役員、支配人であること。一般に認められた有益な事業または専門職務あるいはその地方代理店または支店において、裁量の権限のある管理職の重要な地位にあること。上記の地位から退職している者であること、事業所または住居が、クラブ所在地域またはその周辺にあること。
4. 職業分類を有すること。ただし、リタイアして職業を持たない会員は、以前持っていた職業分類のまま在籍することができる。
5. クラブの例会に出席すること。出席不可能な場合は欠席をメイクアップすること。
6. 入会金および年会費を納入すること。但し、移籍会員、他クラブに属していた元会員は入会金の納入を免除される。
7. RIの機関雑誌または地域的なロータリー雑誌を講読しなければならない。

玉野ロータリー・クラブ定款（2007～2008年度クラブ活動・運営計画書より抜粋）

第7条 職業分類

第1節 一般規定

(a) 主な活動

各会員は、その事業または専門職務に従って分類されるものとする。職業分類は本人の所属する商社、会社または団体の主要かつ一般世間が、そのように認めている事業活動を示すものか、または本人の主たるかつまたは一般世間がそのように認めている事業、または専門職務を示すものでなければならない。

(b) 是正または修正

理事会は正当な理由がある場合、在籍中の会員の職業分類を是正または修正することが出来る、かかる是正または修正の提案については、当該会員に対して然るべき予告を与え、その会員には、これに対して聴聞の機会を与えられなければならない。

第2節 制限

5名またはそれ以上の正会員がいる職業分類からは正会員を選出してはならない、但し、会員数が51名以上のクラブの場合は、同一職業分類に属する正会員が、クラブ会員の10%より多くならない限り、その職業分類の下に正会員の選出することが出来る。引退した会員は、その職業分類に属する会員総数に含めてはならない。選出によってクラブ会員の身分が職業分類の制限を一時的に越えることになってもクラブの移籍会員または元クラブ会員の職業分類は正会員に選出されることを排除するものであってはならない。会員が職業分類を変更した場合、クラブはこれらの制限にかかわらず同会員の会員身分を新しい職業分類の下で継続することが出来る。

玉野ロータリークラブ細則

第8条 委員会の任務

(b) 職業分類・会員増強委員会

この委員会は毎年出来るだけ早く、遅くとも8月31日以前にその地域社会の職業分類調査を行わなければならない。その調査から職業分類の原則を適用し、充填、未充填の職業分類表を作成しなければならない。必要場合は、本クラブの現会員の持っている職業分類を再検討しなければならない。そして、あらゆる職業分類の問題について理事会と協議しなければならない。また、会員増強は、絶えず本クラブの充填・未充填職業分類表を検討し、未充填の職業分類を充填する為に適当な人物の氏名を理事会に推薦するように積極的に努めなければならない。

と言うような事が書かれております。まさにその通りでございまして、会員増強に対して、先日、玉野商工会議所のご協力を得て、未充填な職業は無いかと、色々策を練りましたがなかなか難しい次第です。職業分類・会員増強委員会といたしましては、広報委員会と共に地域の人々に、ロータリーの奉仕活動を告知し、認識して戴く様に努める。実は今日、メルカにおいて、ライオンズクラブの方々各自の奉仕活動で、クラブスローガンとして「我々ライオンズである、志を高く持とう」と頑張っておられました。ロータリークラブも負けておられません。ロータリークラブイメージを高めて、入会候補者にとって魅力的なものとする。ロータリークラブへの入会は会員の推薦による方法しかありません、会員の皆様のご協力を得ると同時に地域社会に貢献されている人の情報もお願い致します。クラブにふさわしい会員候補者を選出し、会員選考委員会に推薦し理事会に諮ります。そして早速くに、細則に定められているとおり、職業分類表の見直し、会員増強の前提となる新しい職業分類を作る。前年度より引続き入会候補者を継承し勧誘もします。まだまだ有ります、現会員の退会防止、旧会員の再入会、沢山の責務があります。ご静聴有り難う御座いました。